

参考資料

1. プライスキャップ制度の概要
2. 「上限価格方式の運用に関する研究会」報告書 概要

1. プライスキャップ制度の概要

電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかからない。
- ただし、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務等の役務については、契約約款届出などの最小限の事前規制。
- 事後規制としては、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる規定がある。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象:加入電話(加入者回線アクセス、緊急通報)

 公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、緊急通報、事前設置型災害時用公衆電話)

 光IP電話(加入電話を提供する者の0AB～J番号を使用する音声伝送役務で、
 基本料金額が一定の条件のもの)

 ワイヤレス固定電話

 高速度データ伝送電気通信役務(FTTH、CATV(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド
(専用型))

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT東日本・西日本)が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
 ・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等



保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話



プライスキャップ規制の
対象

上限価格方式(プライスキャップ制度)について①

上限価格方式とは

- ・料金水準を規制する手法の一つ。
- ・行政が物価上昇率、生産性向上率、費用情報等に基づき上限価格をあらかじめ設定し、上限価格方式による料金規制の対象となるサービスを提供する電気通信事業者は、その料金水準が上限価格以下であれば、自由に料金設定を可能とするもの。
- ・上限価格方式は、電気通信事業者が料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆる「インセンティブ規制方式」の一つ。

導入の経緯

- ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野(加入者回線設備を用いるもの)では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移。
- ・こうした状況に鑑み、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(特定電気通信役務)に対し、料金水準の上限(基準料金指数)を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年(2000)10月から上限価格方式(プライスキャップ制度)を導入。(電気通信事業法第21条)

プライスキャップ制度の対象サービス(特定電気通信役務)

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス(加入電話、ISDN、公衆電話)(電気通信事業法施行規則第19条の3)
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定(電気通信事業法施行規則第19条の4)

【特定電気通信役務の種別】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話・通信料)、公衆電話(通話・通信料)、番号案内料

プライスキャップ制度の対象サービスの料金設定

- ・NTT東日本・西日本の実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能。
- ・基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。(電気通信事業法第21条第2項)

上限価格方式(プライスキャップ制度)について②

基準料金指数

- 能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{CPI}^{※1} - X\text{値} + \text{外生的要因}^{※2})$$

※1:CPI:消費者物価指数変動率

※2:外生的要因:消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

- 基準料金指数は、平成12年(2000)4月の料金水準を100として毎年算定し、毎年10月から1年間適用。

適用開始日の90日前(毎年6月末)までにNTT東日本・西日本に通知(電気通信事業法施行規則第19条の5、第19条の7)。

生産性向上見込率(X値)

- 基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率(X値)は、3年ごとに生産性の伸びやコスト動向をもとに算定。(電気通信事業法施行規則第19条の5第4項)
- X値は、「上限価格方式の運用に関する研究会」において算定。現在のX値は、令和3年(2021)年10月から令和6年(2024)年9月まで適用。

(参考)

- X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X\text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}$$

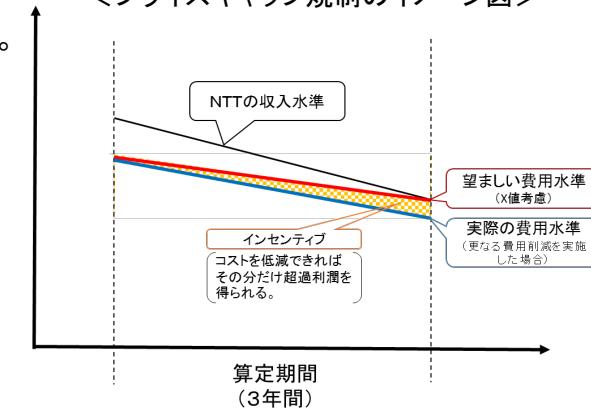
(CPI)

- これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等の予測値からX値を算定

$$X\text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

(CPI)

<プライスキャップ規制のイメージ図>



【参考条文】 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第二十条 指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2~6 (略)

(特定電気通信役務の料金)

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

- 2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。
 - 3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
 - 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。
 - 4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。
- 5~7 (略)

(基準料金指数の算定方法等)

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。

3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直近に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。

6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

(料金指数の算出方法)

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

$$\text{料金指数} = (\sum P_{t,i} S_i \div \sum P_{o,i} S_i) \times 100$$

$P_{t,i}$ は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

$P_{o,i}$ は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で $P_{t,i}$ に対応するもの

S_i は、 $P_{t,i}$ が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連續性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

(基準料金指数の通知期間)

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

2 「上限価格方式の運用に関する研究会」報告書 概要

第2章 X値の算定方法について

ミックス生産性準拠方式

過去の研究会においても採用してきた事業者の収入、費用データの予測値に基づき次期X値の適用期間(3年間)の最終年度に特定電気通信役務の収支が相償する水準にX値を算定する方式を採用

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X\text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}$$

すなわち、

$$X\text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

各数値の予測方法

- (1) NTT東日本・西日本の収入予測 … 固定電話回線数について2つのパターンで収入を予測
- (2) NTT東日本・西日本の費用予測 … NTT東日本・西日本の費用予測を基に、経営効率分析等を活用し費用を予測
- (3) 適正報酬額 … 正味固定資産価額等に基づき予測
- (4) 利益対応税額 … 適正報酬額のうち自己資本費用等に利益対応税率を乗じて予測
- (5) 消費者物価指数変動率 … 政府機関等の公表値に基づき予測

第3章・第4章 特定電気通信役務の収入及び費用予測について

回線数予測

- ✓ 本研究会においては、固定電話の回線数について、光IP電話・ドライカッパ等への移行影響が今後拡大(固定電話の契約数やトラヒックの減少幅が拡大)していくことを想定したパターン(従前の研究会において予測を行っていたパターンの1つ)及びさらに影響が拡大することを想定したパターンの計2パターンで予測を行った。

	予測方法	NTT東日本	NTT西日本
回線数の予測 (令和4年度～令和8年度)	パターン1 光IP電話・ドライカッパ電話等への移行影響が今後拡大していくことを想定し、平成16年度から令和5年度第2四半期までの19.5年間の四半期データから単回帰式(ゴンペルツ)により今後のトレンドを予測。	▲7.3%	▲7.8%
	パターン2 光IP電話・ドライカッパ電話等への移行影響が今後さらに拡大していくことを想定し、令和3年度から令和5年度第2四半期までの2.5年間の四半期データから単回帰式(ゴンペルツ)により今後のトレンドを予測。	▲8.1%	▲10.1%

収入予測・費用予測

- ✓ 収入予測については、回線数の予測を踏まえ、回線数等に単金を乗じるなどの算定方法により行った。
- ✓ 費用予測においては、人員減による人件費の削減をはじめとする経営効率化施策を織り込んでおり、これまでの施策を継承したものとなっている。
- ✓ これによれば、特定電気通信役務に対する費用削減額は、3年間で800億円程度(パターン1:806億円、パターン2:794億円)と見込まれる。令和8年度の費用削減額は、経営効率化が行われない場合に予測される費用(令和8年度)に比して、9%程度の効率化率に相当する。

収入・費用予測結果
<対前年度変化率>
(令和4年度-令和8年度平均)

		NTT東日本	NTT西日本
パターン1	収入予測	▲8.1%	▲8.7%
	費用予測	▲5.3%	▲5.9%
パターン2	収入予測	▲8.8%	▲10.8%
	費用予測	▲5.9%	▲7.5%

第5章 特定電気通信役務の適正報酬額等について

適正報酬額

適正報酬額＝レートベース × 適正報酬率

レートベース = 正味固定資産 + 貯蔵品 + 投資等 + 運転資本

報酬率 = 【1】他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利子率
 + 【2】自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 国債利回り
 ※【1】のみ: 下限値、【1】+【2】: 上限値

- ✓ 過去の研究会報告書においては、報酬率は利用者利益、事業者利益、経済動向等を総合的に勘案し、中間値を目安として、上限値から下限値の間で設定てきており、今回も中間値を採用する。
- ✓ これらの数値を基に、X値の算定に当たって用いられるNTT東日本・西日本の特定電気通信役務の報酬率を算定した結果、それぞれ2.40%及び1.78%となった。

利益対応税

- ✓ 報酬率の計算式の【2】の項に該当する部分に利益対応税率を乗じる。
 (自己資本費用 + 他人資本費用のうち有利子負債以外の負債に係るもの) × 利益対応税率
- ✓ 利益対応税率には、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を使用。

第6章 消費者物価指数変動率について

消費者物価指数変動率

- ✓ 収支予測との整合性を保つ観点から、前々期と同様に、実績値及び予測値を用いて推計を行うこととし、以下のとおり、政府機関等が公表している消費者物価指数変動率の令和5年の実績値及び令和6年度・令和7年度の予測値を使用し、その3年間の数値の平均値をX値算定の消費者物価指数変動率として用いることとする。

機関名	タイトル(日付)	令和5年(度) (2023年(度))	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
総務省統計局	消費者物価指数(R6.1公表)(暦年)	3.2		
政府	令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (R6.1.26 閣議決定)	3.0	2.5	
日本銀行	経済・物価情勢の展望(2023.11.1公表) < >は中央値	2.7~3.0 <2.8>	2.7~3.1 <2.8>	1.6~2.0 <1.7>
(公社)日本経済研究センター	第196回 短期経済予測(2023.12.11公表)	3.0	2.6	2.1

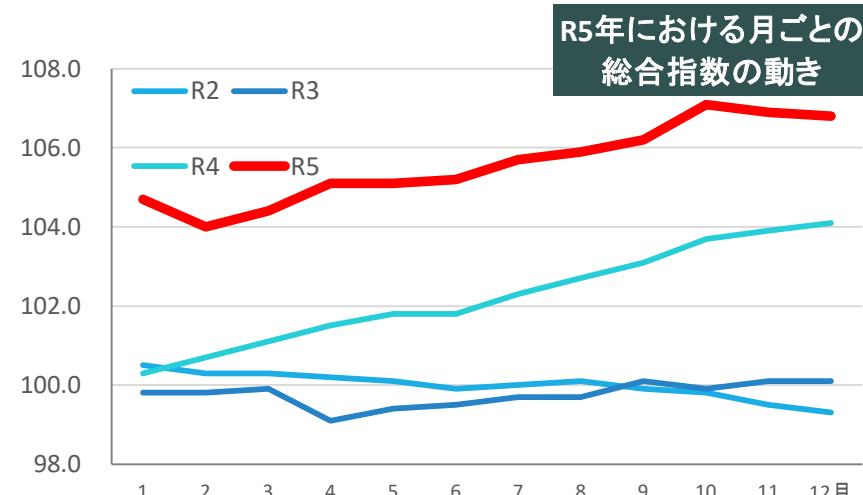
【(参考)月ごとの総合指数の動き(令和2年から令和5年まで)】

令和5年実績=3.2

令和6年度予測=(2.5+2.8+2.6)/3=2.6

令和7年度予測=(1.7+2.1)/2=1.9

3か年平均 (3.2+2.6+1.9)/3=2.6



※指標は令和2年=100

出典：総務省統計局

X値算定の考え方

- ✓ X値を算定するに当たっては、ミックス生産性準拠方式を採用することとし、NTT東日本・西日本の令和4年度の費用データに基づいて推計した収支予測にNTT東日本・西日本の効率化施策を織り込んで算定する。(①)
- ✓ その上で、DEAによる経営効率分析により最も効率的な支店を基準とした他の支店の非効率性を削減可能とみなして算定された非効率性の解消を加味して算定する。(②)

※DEA分析(Data Envelopment Analysis<包絡分析法>)

NTT東日本・西日本各支店を独立した事業体とみなして、令和4年度の費用データに基づき、最も効率的な支店を基準とした他の支店の非効率性を算定し、それぞれ削減可能額を算出する。

- ✓ 第1次報告書において次期(令和6年10月から令和9年9月まで)X値の算定に際し、マイナスの値が得られた場合には、X値を「ゼロ」として扱うことが適当とした。ただし、この取扱いは物価上昇局面やIP網への移行という期間限定の特殊事情下である次期に限った選択肢とすることが適当としている。
- ✓ 下表の算定結果より、X値はいずれもマイナスの値となっていることから、次期X値については、「ゼロ」として扱うことが適当である。

①NTT東日本・西日本の収支予測に基づく場合

パターン1	東	▲0.7%
	西	▲3.5%
パターン2	東	▲0.8%
	西	▲4.4%

②左記に加えてDEA分析により算定された非効率性を解消する場合

パターン1	東西合計	▲1.8%
パターン2	東西合計	▲2.2%

今後の検討課題等について

- ✓ インセンティブ規制というプライスキャップ規制の制度趣旨からすると、NTT東日本・西日本は、費用予測において予測した経営効率化施策の水準以上の費用削減が達成された場合、それにより生じた利潤を受けられることとなる。したがって、NTT東日本・西日本には、本研究会で示された経営効率化施策に限定することなく経営効率化の努力を行うことが期待され、総務省においては、今後の検証のため、経営効率化施策の効果について可能な限り把握することが適当である。
- ✓ DEA分析が、学術的信頼性も高いことから、採用されてきており、本研究会においても、その基本的な考え方を維持したところである。総務省においては、他の経営効率性分析の手法について引き続き調査するとともに、有意な経営効率性分析の結果が得られる手法があった場合には、その結果の妥当性、その位置付け等について検証を行うことが必要である。
- ✓ また、次期(令和6年10月から令和9年9月まで)X値の算定では、第1章に記載したとおり、PSTNに基づく決算値(令和4年度)を使用したX値及び基準料金指数を適用することが適当であるが、IP網移行後の決算データが得られる次々期(令和9年10月から)は、IP網に基づく決算値を使用したX値及び基準料金指数を適用することが適当である。
- ✓ なお、次期においては、マイナスの値が得られた場合には、X値を「ゼロ」として扱うことが適当であるとの考え方に基づきX値の算定を行ったところであるが、この取扱いは次期に限った選択肢とすることが適当であり、次々期において、X値の算定結果がマイナスとなった場合の扱いについて、検討することが適当である。

【プライスキャップ制度の今後の在り方】

- ✓ 昨今の物価上昇局面に鑑みれば、国民生活に不可欠である電気通信分野に利用者料金の上昇を抑制する仕組みは引き続き必要と考えられる。
- ✓ 平成12年の制度導入以降、電気通信役務の役割や競争状況、代替性等に変化が見られるものの、平成21年に専用役務を対象外とした以外に大きな見直しは行われていないため、これらの環境変化を踏まえ、対象サービスについて制度の在り方も含めて総務省において根本的な見直しを行う必要がある。
- ✓ その際は、現在の制度対象である固定電話サービスに限らず、その他の音声サービスやブロードバンドサービス等について、検証に要するコストも考慮の上、可能な限り客観的な根拠に基づき競争環境や代替性等幅広い視点からの検討を行う必要がある。